

議 長 日程第16「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

最初に、足柄上衛生組合議会報告を選出議員の中野博君より報告願います。

8 番 中 野 それでは、報告をさせていただきます。

去る令和2年3月26日に足上衛生組合議会定例会が開催されました。付議事件と審議結果でございますが、議案第1号といたしまして、専決処分の承認についてでございますが、これについては、足上衛生職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは上位法に基づくものでありまして、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分をされたものでございます。これは全員可決でございました。

議案第2号といたしまして、同じく足上衛生の任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。地方自治法の法律の施行に伴い制定するものであります。全員可決でございます。

議案第3号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、文言、字句の一部を改定するものであります。全員可決でございます。

議案第4号足上衛生職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。地方公務員法の一部が改正され、本組合もこれに準ずるものであります。全員可決でございます。

議案第5号令和元年度足柄上衛生組合一般会計補正予算について。主なものは執行残の少額補正のものであります。これについても全員可決でございます。

議案第6号令和2年度足柄上衛生組合の一般会計予算についてではございますが、主なものとして、前年対比約4,000万円ほどの減となりましたが、これは真鶴町、湯河原町からのし尿処理搬入が令和元年度3月31日をもって終了するための減額ということでございます。これに対しましても全員可決でございます。

議案第7号監査委員の選任については、後任者として中井町の雑色吉臣氏が選任をされました。これについても可決でございます。

なお、詳細につきましては、事務局に資料が置いてありますので、御高覧いただきたいと思います。以上です。

議

長 報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。以上で足柄上衛生組合議会報告を終わります。

次に、足柄東部清掃組合議会報告を選出議員の寺嶋正君より報告願います。

1 1 番 寺 嶋

それでは、報告を行わせていただきます。

令和2年3月27日、松田町議会議長 飯田一殿。足柄東部清掃組合議会議員 寺嶋正、同じく井上栄一。

令和2年第1回足柄東部清掃組合議会定例会の報告を行います。会議日は、令和2年3月23日午前9時から大井美化センターで行われました。

日程第1、会議録署名議員の署名について。2番、3番。

日程第2、会期の決定は、3月23日の1日でありました。

日程第3、行政報告。昨年4月から本年2月までのごみの搬入状況について、総量は9,886.1トンで、前年比33.4トン減。このうち燃やすごみは8,732.1トンで前年度比36.2トンの減、不燃物は793.5トンで前年比6.9トンの減となり、3町とも減少傾向にあります。以下、次のようになっております。

日程第4、議案第1号足柄東部清掃組合のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について。会計年度任用職員制度導入に伴い所要の改正が必要となったため提案するものであります。結果は賛成全員、可決されました。

日程第5、議案第2号令和2年度足柄東部清掃組合一般会計予算について。当初予算の概要は、総額3億5,770万円で、前年度比1,510万円の増となりました。歳入では3町の負担金が2億6,830万円、使用料及び手数料が5,605万5,000円、繰越金が2,300万円、諸収入が827万5,000円を見込む。以下は次のようになっております。この1,500万円の主な増となった要因は、中長期のごみ処理計画作成と工事請負費の増額であります。審議結果、賛成全員で可決されました。

以上で報告を終わります。

議

長 報告が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。以上で足柄東部清掃組合議会報告を終わります。